



小型特殊自動車には 課税標識（ナンバープレート）が必要です

農業や建設業などで使われる小型特殊自動車は、課税標識（ナンバープレート）の取得と軽自動車税（種別割）の納付が必要です。小型特殊自動車には、農耕作業用とその他（農耕作業用以外）の2種類あります。※構内作業や田畑でしか使用せず、公道を走らない車両でも課税対象となります。

※車両を所有していれば、使用していなくても課税対象となります。

※下記の表の要件に該当しない車両は「大型特殊車両」となり、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※軽自動車税（種別割）や自動車税（種別割）が課税されている車両は、固定資産税（償却資産）の課税対象とはなりません。

該当する車両を取得した場合、または現在未申告となっている車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税（種別割）の申告手続きを行い、課税標識（ナン

バープレート）の交付を受けてください。

所有者の変更や車両の買替え、廃車をした場合も届出が必要です。

※未申告車両の場合、最大5年間遡って課税となる場合があります。

■ 手続に必要なもの

- ・販売証明書または廃車証明書（譲渡証明書）
- ・本人確認書類

※軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の車両の所有者に対して課税されます。申告した際に、課税標識（ナンバープレート）が交付されますが、これは課税物件であることを表す標識であって、課税標識（ナンバープレート）の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることができません。

■ 問合せ 役場税務会計課 賦課担当（資産税）

☎ 296-1211（内線 136・137）

小型特殊自動車

農耕作業用	その他（農耕作業用以外）
トラクター、コンバイン、田植機、葉剤散布車など（車体の大きさと排気量の制限はありません。） ・最高速度 35km/h 未満 ・乗用装置のあるもの	フォークリフト、ショベルローダー（ホイールローダー）、キャタピラを有する運搬車など（排気量の制限はありません。） ・長さ 4.7m 以下 ・幅 1.7m 以下 ・高さ 2.8m 以下 ・最高速度 15km/h 以下
税額 年 2,400 円 / 台	税額 年 5,900 円 / 台

放課後子ども教室 教育活動サポーターを募集します

■ 対象 18歳以上で、児童の学習活動や地域活動に理解のある方（特別な資格・経験などは必要ありません。）

■ 勤務内容 児童の学習活動、体験活動、遊び等の補助や安全管理の支援

■ 謝礼 930円（1時間あたり）

■ 募集人数 20人程度

※教育活動サポーターとしてご登録いただき、1教室で指導者が7人程度となるようシフト制を採用します。

■ 勤務場所 鳩山町立今宿小学校または鳩山町立鳩山小学校（両学校の登録も可）

■ 勤務日時 【今宿小学校】原則木曜日の午後2時20分から午後5時20分（準備・片付けを含め3時間程度）

【鳩山小学校】原則水曜日の午後1時40分から午後5時10分（準備・片付けを含め3時間半程度）

※いずれも後日、令和6年度鳩山町放課後子ども教室年間予定表で開催日をお示しします。

■ 応募方法 4月30日（火）までに「鳩山町放課後子ども教室事業コーディネーター等登録申込書」を教育委員会事務局生涯学習・スポーツ担当まで提出してください（郵送・メール可）。面談の上、採用等の決定を行います。

※申込書は町ホームページからダウンロードするか、教育委員会事務局で配布しています。

■ 問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 町教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ担当

☎ 296-1263 メール h330@town.hatoyama.lg.jp



公募します！ 鳩山町農業経営・生産対策推進会議委員

町では、農林行政の円滑な運営を図るため、鳩山町農業経営・生産対策推進会議を設置しています。この会議は、町長の諮問に応じて、地域農業に関することを調査審議し答申します。その答申に町民の皆さんのご意見を反映させるため、委員を公募します。なお、審議案件がない場合は、会議の開催はございません。

■ 応募資格 次の(1)～(5)すべてに該当の方

- (1) 本町に引き続き1年以上住所を有する方
- (2) 令和6年4月1日現在において、満20歳以上の方
- (3) 応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方
- (4) 原則として、審議会等の公募委員就任回数が、過去5回以上でない方
- (5) 本町農業政策に興味をお持ちの方

■ 募集人数 3人

■ 報酬等 会議参加1回につき2,000円

■ 任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

(2年間)

■ 応募方法 役場産業環境課（庁舎3階）・東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を明記し、3月21日（木）までに、各窓口へ持参（土・日・祝日を除く午後5時まで）・FAX・郵送（必着）のいずれかの方法でご提出ください。

※郵送の場合は役場産業環境課までをお願いします。

■ 委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。結果については、応募者全員にお知らせします。

■ 公開抽選 3月27日（水）午前9時30分から、役場3階301会議室で行います。

■ 問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場産業環境課 農業・商工業政策担当

☎ 296-5895 FAX 296-7557

「障害者差別解消法」が変わります 4月から「合理的配慮の提供」が義務化されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」とは、障がいを理由とした「不当な差別的取り扱い」を禁止し、障がいのある人もない人も、すべての人が互いに個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指す法律です。

法改正により、令和6年4月から、事業者による「合理的配慮の提供」についても義務化されます。

障がいへの理解を深め、障がいを理由とする差別をなくし、支え合い安心して暮らせる町を目指して行動していきましょう。

■ 不当な差別的取り扱いとは

正当な理由がなく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることです。

■ 合理的配慮の提供とは

障がいのある人から困っていることを伝えられた時に、過重な負担とならない範囲内で「社会的障壁（バリア）」を取り除くために必要な対応を行うことです。

■ 問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

不当な差別的取り扱い

- 例えば、
- ・障がいがあるという理由だけでアパートを貸してもらえない。
 - ・車いすや補助犬同伴を理由に店に入れない。
 - ・障がいを理由に窓口対応を後回しにする。 など

合理的配慮の提供

- 例えば、
- ・車いす利用者に対して高い棚に陳列している商品を取って渡す。
 - ・視覚障がいがある方に対して、契約書の読み上げをする。
 - ・聴覚障がいがある方に対して、筆談をおこなう。 など

令和6年4月1日からご利用できるようになります 「レインボー協議会」加入に伴う公共施設の相互利用について

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町の3市3町で構成する埼玉県川越都市圏まちづくり協議会(通称：レインボー協議会)の構成市町では、公共施設の相互利用を行っています。鳩山町は、令和6年4月1日に同協議会に加入します。このため、構成市町の対象の公共施設をその自治体の住民と同額の使用料で利用できるようになります。また、鳩山町の対象となっている公共

施設についても、構成市町の住民が鳩山町民と同額の使用料で利用できることとなります。施設の利用方法等については、各市町の手続に基づきます。

利用できる各市町の施設については、右記二次元コードから町ホームページをご覧ください。



■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212



税金のお支払いは、便利な口座振替で

町税の納付方法については原則口座振替をお願いします。口座振替による納税は、指定した口座から納期限ごとに自動的に引き落としして納税する便利な制度です。納期限を過ぎてしまうことがないように、口座振替をご利用ください。

口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

■申込方法 振替を指定する口座のある金融機関へ通帳と届出印をご持参ください。なお、「口座振替依頼書」は役場税務会計課、役場東出張所でも用意しています。

※ゆうちょ銀行(郵便局)については、直接最寄りの郵便局にて直接お申し込みください。

※口座振替の手続きには1か月程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

■問合せ 役場税務会計課(収税担当)
☎ 296-1211 (内線 134・135)

3月21日
(木)

ハトミライ☆プロジェクトにご協力ください 鳩高生といっしょに 桜の植樹をしませんか

ハトミライ☆プロジェクトは、県立鳩山高等学校の生徒が地域活性化に貢献するため、町と共催で桜の植樹を行うプロジェクトです。今年で7回目の開催になります。

桜は、東日本大震災復興支援ボランティア活動で縁のある福島県の苗を使用してきました。

生徒たちは、「東日本大震災からの復興を願う」とともに、「30年後に地元鳩山を桜の名所へ」という目標を掲げて、2018年から継続して取り組んできました。

3月21日(木)に東京電機大学 埼玉鳩山キャンパス(体育館付近)で、「ふくしまさくら」の植樹を行います。

昨年と同様に植樹記念式典の一般観覧者を募集しておりますので、皆さんのお越しを心よりお待ちしております。

■日時 3月21日(木) 午後2時~3時(予定)

■場所 東京電機大学 埼玉鳩山キャンパス(体育館付



▲令和5年3月に行われた、鳩山中学校での桜の植樹の様子

近) ※駐車場あり

■内容 「ふくしまさくら」植樹記念式典の観覧、鳩山町・福島県への想いをつづった「メッセージボード」の作成

■持ち物等 動きやすい服装と靴

■申込・問合せ 3月15日(金)までに役場政策財政課(☎ 296-1212)へ

届け出れにより
保険料が納付できず
「年金が受け取れない」
とならないために！

結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金の届け出をお忘れなく

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第1号被保険者(自営業者など)】・【第2号被保険者(会社員・公務員)】・【第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)】の3つに分かれます。

就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

■問合せ

役場町民健康課 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657

○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市町村(役場町民健康課庁舎1階) 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者であった方も同様)	市町村(役場町民健康課庁舎1階)
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村(役場町民健康課庁舎1階)
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳または基礎年金番号通知書等の添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

届出は、異動が
あつてから14日以内
にお願いします

就職などで健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出

が必要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

○届出が必要になる場合

こんなとき	手続きに必要なもの	※住所・世帯主・氏名などの保険証に記載する内容が変わったとき、保険証をなくしたとき、破損したとき、修学のために他の市区町村に転出したとき、施設入所のために他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民健康課までお問い合わせください。
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類
	他の市区町村から転入したとき	特になし
	国保加入者に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定(変更)通知書
	職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき	保険証、加入した職場の健康保険証
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定(変更)通知書

※保険証の窓口での交付については、マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。